

## 「調査票様式01 甲」の記載方法について

当該調査は、令和3年度茨城県県民経済計算等の推計作業のために必要な資料です。

御多忙のところ恐縮ですが、趣旨を御理解の上、調査に御協力くださいますよう、お願いいたします。

なお、一部の国土交通省関係機関には、「調査票様式02 甲の②」を添付しましたので、「調査票様式01 甲」に記入困難な特別会計（道路整備、治水等）による公共事業費の工事関係費について記入してください。

### 調査票全般について

- ・令和3年度分について記入してください。
- ・1機関に一般会計及び特別会計の両会計が存在する場合は、両会計の合計額を記入してください。
- ・「茨城県内分の額」とは、茨城県内で発生した事業に対する支払及び受取の額のことです。

### A 行政機関について

#### ■注1：「3 職員数」

- ・次のように常勤、非常勤に分けて、年度末現在の人員数を記入してください。
  - ① 常勤：一般職及び特別職の定員職員数を記入してください。
  - ② 非常勤：①の常勤職以外の一般職及び特別職の職員数を記入してください。

#### ■注2：「4 茨城県内機関建物延床面積」

- ・貴機関が所有し、県内に所在する建物について、その延床面積を年度末現在で記入してください。  
※貴機関が所有していない（賃借り等）場合は記入の必要はありません。

### B 収益及び費用のうち収益・収入について

- ・茨城県内で発生した事業、茨城県内に所在する財産や設備等から生じた収益・収入を計上してください。
- ・収益・収入のうち、配当金収入・利子収入・知的財産収入等、茨城県分を区分できない場合は、該当欄に全管轄分の金額を記入の上、「全管轄分」欄に「○」を記入してください。
- ・各項目左の数字は、国の予算・決算書のコードの上4桁に対応しています。該当する項目がない場合は、「9999 その他の収入」欄にまとめて記入してください。

#### ■注3：「4101 国有財産売払収入」の「うち工作物・機械等売払代」

- ・工作物売払代、船舶売払代、機械売払代、航空機売払代の合計額を記入してください。

#### ■注4：「5399 雑入」の「うち給食費受入」

- ・附属看護師養成所等給食費受入、防衛省職員等給食費受入の合計額を記入してください。

### B 収益及び費用のうち費用・支出について

- ・費用・支出のうち、茨城県分を区分できない場合は、該当欄に全管轄分の金額を記入の上、「全管轄分」欄に「○」を記入してください。
- ・各項目左の数字は、国の予算・決算書のコードの下2桁に対応しています。該当する項目がない場合は、類似の項目に記入してください。

#### ■注5：「02 職員基本給」、「03 職員諸手当」、「04 超過勤務手当」

- ・茨城県内に所在する事業所に勤務する職員分について計上し、記入してください。

#### ■注6：「08 旅費の類の合計額（公共事業費も含む）」の「うち施設施工旅費」

- ・旅費の支給を受けた職員の配属場所にかかわらず、茨城県内の施設施工に当たっての旅費について計上し、記入してください。その額は、「08 旅費の類の合計額（公共事業費も含む）」にも加算してください。

■注7：「09 庁費の類の合計額（公共事業費も含む）」の「うち社会保険料」

- ・健康保険料、厚生年金保険料、船員保険料、労働保険料、介護保険料の合計額を記入してください。

■注8：「16 補助金・負担金・交付金等の合計額」の「うち国家公務員共済組合負担金」

- ・共済組合に対する雇主の負担金額を記入してください。支払を本部（本省）一括で行っているなど、貴機関では計上していない場合でも、適宜按分するなどして貴機関分を記入してください。

■注9：「16 補助金・負担金・交付金等の合計額」の「うち補助金（経営補助金）」

- ・経常的な損失の補償、価格差補給を目的として、企業・個人等に対して経常的に支払うものを記入してください。

■注10：「16 補助金・負担金・交付金等の合計額」の「うち対家計民間非営利団体に対するもの」

- ・家計にサービスを提供する民間非営利団体に対する運営費等の補助を目的としたものを記入してください。なお、社会保障基金特別会計、国民健康保険以外の社会保障基金に対する運営費補助等も含まれます。

(例) 日本育英会補助金、私立大学経常費補助金、新生活運動助成金、能率開発研究所補助金、国際文化交流国付補助金、日本学校安全会補助金、社会教育関係団体補助金、国際スポーツ交歓事業費補助金、芸術関係団体補助金 等

■注11：「16 補助金・負担金・交付金等の合計額」の「うち地方政府に対するもの」

- ・事務または事業に対して補助金、負担金、交付金等として、地方政府（県、市町村等）に財政上の援助を与えるものを記入してください。

■注12：「16 補助金・負担金・交付金等の合計額」の「うち資本移転となるもの」

- ・投資の目的のため、または資本資産、運転資産の破壊損害、その他の損失を補うため交付されるものを記入してください。

■注13：「16 補助金・負担金・交付金等の合計額」の「うち社会扶助的なもの」

- ・家計に支払われる扶助金のうち、社会保障給付や無基金雇用者福祉給付（雇主がその雇用者のために、社会保障基金、金融機関、共済制度など外部の機関を利用せず、また自己で基金を設けることもせず、直接支払う福祉給付）とならないものを記入してください。

■注14：「18 賠償償還及払戻金の類」の「うち支払利子等」

- ・預託金利子、利子及び割引料、支払利子などの合計額を記入してください。

**C 共済組合について**

- ・貴事業所の職員が共済組合に加入していない場合は記入の必要はありません。

■注15：「共済組合名称」

- ・加入している共済組合の名称を記入してください（例：総務省共済組合）。

■注16：「組合員掛金」

- ・職員が支払っている額を記入してください。

以上、よろしくお願いたします。  
御不明な点がございましたら、右記へ御連絡ください。

茨城県政策企画部統計課 企画分析グループ

TEL 029-301-2632

FAX 029-301-2669

e-mail gdp@pref.ibaraki.lg.jp